

中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律等の一部を改正する法律の施行期日を定める政令案 参照条文

(参照法令一覧)

○中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律等の一部を改正する法律(平成二十七年八月二十八日法律第六十一号) (抄)

○中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律等の一部を改正する法律（平成二十七年八月二十八日法律第六十一号）（抄）

附 則

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、附則第四条の規定は、公布の日から施行する。